

「たき火」は厳禁です

2月28日(日)昼過ぎ、幹線道路沿いの敷地内で剪定枝やゴミ等を燃やしていた処、火が拡散し下草に燃え移って火の手が上がり火災が発生しました。通り掛った別荘地の住人の方が「119番通報」して下さり、平井区、岸野区の消防車数台による消火活動の結果、隣家家屋まで1m程の所でようやく鎮火しました。

近隣の方々や通り掛った方々も消火活動にご協力くださいました。

通報頂いた方を始めご協力頂いた方々、誠に有難うございました。感謝いたします。

折しも、栃木県足利市両崖山では山火事が9日間に亘り燃え盛っておりました。

一步間違えたら、足利の山火事と同様の事態になっていたのではないかと考えると大変恐ろしいことです。

「うぐいすの森」の中でもたき火は厳禁です。

佐久市役所からは下記通達が公布されています。

野外焼却は法律で禁止されています！！

ごみの野焼き及び簡易焼却炉の使用は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって禁止されており、野焼きを行った者は法律上、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれか又は両方が科せられます(廃掃法第25条第1項第15号)。

例外として、①どんと焼き等風俗習慣上又は宗教上の行事を行うための焼却、②稲わら等農林を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却、③たき火、庭木の剪定枝等日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却は、例外的に認められています。

しかし、これらの場合でも時間帯、風向き、焼却量等を十分考慮して、生活環境上の支障や苦情等がないようお願いします。

廃棄物処理法の改正により、現在使用できる焼却炉は、法律に定める設備構造基準に適合しているもので、下記の項目をすべて満たしていることが条件です。

- 1 燃焼温度が800℃以上の状態で焼却できる。
 - 2 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を投入できる。
 - 3 燃焼温度を測定する装置が設けられている。
 - 4 燃焼温度を保つ助燃装置が設けられている。
- 以上の基準に適合している焼却炉以外での焼却は禁止されています。

家庭から出るごみは個人で焼却せず、市の分別に従い、指定袋に入れ、決められた日にゴミステーションに出して下さい。

【問い合わせ先】

佐久市役所 環境部 環境政策課 環境保全係
電話62-2917(直通)
生活環境課 環境衛生係
電話62-3094(直通)